

別府市中小企業者等賃料補助金（拡充）

賃料補助の対象を拡充します！

別府市では、「事業を守る」取組の一つとして、4月21日から実施している「賃料補助」の対象を**拡充**します。

▼補助対象の拡充（補助金の交付対象）

※②の要件を追加。

- ①別府市内の店舗、事務所等の物件に係る賃料
- ②別府市内で自己が所有する店舗、事務所等に係る賃料相当
(ただし、該当する店舗、事業所等を取得するために融資を受けており、返済中の物件に限ります。※改修工事費用等の融資は含まれません。)

▼補助対象者

別府市内に本店又は主たる事業所を有し、次のいずれかに該当する中小企業者、小規模事業者、個人事業主に補助します。

(※市税の滞納がないことが要件となりますが、未納がある場合はご相談ください。)

- ①売上高が減少したために**新たに融資**を受けた方
- ②売上高が減少したために**返済猶予等**の既借入融資の**融資条件を変更**した方
- ③**雇用調整助成金の特例措置**（新型コロナウイルス感染症関連）の助成を受けた方
- ④**持続化給付金**の給付を受けた方、又は売上高が**前年同月比で50%以上減少**している方

▼補助金の算定方法

※自己が所有する店舗、事務所等の場合を追加。

- ①申請した日が属する月から最長 **6か月分**
- ②月額**賃料の額**又は**賃料相当の額**の **1/2**（上限額**7万円**）
(ただし、100円未満切捨て)

※賃料の額（店舗、事務所等の物件の場合）

賃貸借契約書等に定められた店舗、事務所等の賃料の額（管理費、共益費及び駐車場代を除く。）とし、店舗併用住宅の場合は、店舗部分に限ります。

※賃料相当の額（自己が所有する店舗、事務所等の場合）

自己が所有する店舗、事務所等の面積に基準額（1㎡当り1,500円）を乗じた額。（ただし、融資の月の返済額を上限とします。）

▼補助金の申請期間

令和2年7月31日まで

▼補助金を受けるために必要な書類（書類の確認）

【申請時の提出書類】（申請者⇒市）

- ①
- 別府市中小企業者等賃料補助金交付申請書、同意書（様式第1号）
 - 誓約書（様式第2号）
 - 添付書類（要件を満たすことを確認できるもの）
 - ・ **新たに融資**を受けたことが確認できる書類（融資契約書の控えの写し、等）
 - ・ **融資条件を変更**したことが確認できる書類（融資条件変更契約書の控えの写し、等）
 - ・ **雇用調整助成金の特例措置**（新型コロナウイルス感染症関連）助成を受けたことが確認できる書類（緊急雇用安定助成金支給決定通知書の写し、等）
 - ・ **持続化給付金の給付**を受けたことが確認できる書類（給付決定通知書の写し、等）
 - ・ **前年同月比50%以上の売上減少**が確認できる書類
※令和2年1月～6月のうち、前年同月比で売上が50%以上減少したひと月が確認できること（前年の確定申告書類の控え、減収月の事業収入額がわかる帳簿等の写し、等）
 - 本人確認書類の写し（官公署が発行した写真付きの免許証、等）
 - 本店所在地、事業内容を確認できる書類の写し
（法人登記履歴事項全部事項証明書、確定申告書、開業届、等）
 - 委任状 ※代理人が申請する場合
- （賃料の場合）
- 賃貸借契約書等（令和2年3月31日以前の契約のもの）の写し
（貸主/借主の氏名・押印、月額賃料、対象物件の記載部分、等）
- （賃料相当の場合）※詳細は別紙参照
- 賃料相当額計算書（様式1号の2）
 - 月額の返済額がわかる書類の写し（融資返済表、返済がわかる通帳の写し、等）
 - 店舗、事務所の面積及び区分状況等がわかる書類
（建物登記簿謄本、間取り図、写真、等）

【交付書類】（市⇒申請者）

- ②
- 別府市中小企業者等賃料補助金交付決定通知書（様式第3号）
※**交付申請した日が属する月から最長6か月分の額を補助決定します。**

【交付決定後の提出書類】（申請者⇒市） ※賃料、賃料相当を支払った後（後払い）

- ③
- 別府市中小企業者等賃料補助金実績報告書兼請求書（様式第7号）
 - 添付書類
 - ・ 賃料及び賃料相当を支払ったことが確認できる書類
 - ・ 補助金の振込先が確認できる通帳等の写し
- ※**1か月ごとの請求による支払いが可能（6回の請求が必要）です。**

【交付書類】

- ④
- 別府市中小企業者等賃料補助金交付額確定通知書（様式第8号）
※**補助対象者の指定口座（補助対象者と同一名義の口座）に振込をします。**

※詳細は、別府市公式HPをご覧ください。

6月26日改正版

【お問い合わせ・予約受付】

事業者受付コールセンター：0120-968-939（フリーダイヤル）

受付場所：総合受付センター（べっぴアリーナ）

受付時間：9時から17時まで（土曜・日曜・祝日除く）



(別紙)

自己が所有する店舗、事務所等の建物に対する賃料補助申請に必要な書類

※ 必要な書類を列記していますが、内容によっては追加で書類の提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

《必須》

- 1 建物・土地登記（登記事項証明書）
- 2 固定資産税の納税通知書（課税明細書）
- 3 建物を取得した際の融資にかかる融資返済表（申請月以降の返済額が確認できるもの）

※ 融資の借換えを行っている場合は、現に返済中の融資が、建物を取得した際の融資であることが確認できる書類

- 4 間取り図（平面図）又は物件写真（事業用であることが確認できるもの）

《補足資料》

- 5 金銭消費貸借契約書
- 6 (根)抵当権設定契約証書
- 7 その他自己が所有がする建物が事業用として使用されていることや当該建物を取得するための融資であることがわかる書類